

案 の 概 要

1 改正の趣旨

本県の林地開発許可に係る審査基準である「青森県林地開発許可基準」について、本県ではこれまで、国が示した林地開発許可の基準に係る技術的助言（以下「国通知」という。）に準拠し定めてきましたが、森林法の政省令の改正に伴い、当該国通知の統合・新設があったため、その内容に準じ当該許可基準を全部改正するものです。

2 改正の内容

改正の主な内容は、次のとおりです。

(1) 洪水及び土砂流出等の防止に係る基準の強化

内 容	従 前	改 正 後
○えん堤等の容量計算で想定する開発中に発生する流出土砂量	おおむね <u>200～400m³/ha年</u>	おおむね <u>300～600m³/ha年</u>
○排水施設の構造計算で想定する設計雨量強度	一律 <u>10年確率</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人家等に隣接：20年確率</u> ・ <u>水防法等の規制を受ける区域：30年確率</u> ・ <u>上記以外：10年確率</u>
○洪水調整池の洪水調節能力の計算で想定する設計雨量強度	一律 <u>30年確率</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>必要がある場合：50年確率</u> ・ <u>上記以外：30年確率</u>

(2) 太陽光発電施設設置に係る基準の追加・変更

内 容	従 前	改 正 後
○ <u>自然斜面に設置する場合の基準</u>	明記なし	平均傾斜度が30度以上のときは、 <u>防災施設を設置する</u>
○パネル設置箇所の雨水流出量の計算で想定する流出係数	明記なし ※パネル直下の地表状態で判定	不浸透性の材料で覆われる区域： <u>0.9～1.0</u>
○ <u>残置森林等の割合・配置</u>	明記なし ※「工場、事業場の設置」の場合を準用 ・森林率： おおむね25%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>森林率：おおむね25%以上</u> ・ <u>残置森林率：</u> <u>おおむね15%以上</u>

(3) その他語句の修正